

防災県土整備企業常任委員会提出資料

1 議案説明事項

- (1) 議案第 49 号
三重県特定公共賃貸住宅条例及び三重県営住宅条例の一部を改正する
条例案について 1
- (2) 議案第 63 号
工事請負契約について 3
- (3) 議案第 64 号
工事請負契約について 7
- (4) 議案第 65 号
工事請負契約について 11

2 所管事項

- (1) 「令和元年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」
における県有施設の見直しについて（関係分） 15
- (2) みえ県民カビジョン・第三次行動計画（案）について
（関係分） 17
- (3) 開発許可に係る基準と土砂災害警戒区域等の指定に係る基準の
運用等について改善を求める請願の処理状況について 27
- (4) 三重県都市計画区域マスタープランの改定について 29
- (5) 三重県流域下水道事業経営戦略（仮称）最終案について 47
- (6) 第三次三重県建設産業活性化プラン（仮称）最終案について 55
- (7) 審議会等の審議状況 59

《別添資料》

- ・ みえ県民カビジョン・第三次行動計画（案）別冊資料編数値目標一覧
- ・ 三重県流域下水道事業経営戦略（仮称）最終案
- ・ 第三次三重県建設産業活性化プラン（仮称）最終案

令和 2 年 3 月 1 2 日

県 土 整 備 部

1 議案説明事項

(1)【議案第 49 号】三重県特定公共賃貸住宅条例及び三重県営住宅条例の一部を改正する条例案について

1 改正理由

駐車場の効果的な運営を図るため、駐車場に関する規定を整備するものです。

2 改正内容

現行の三重県営住宅条例では、駐車場に関しては共同施設としての位置付けはあるものの、使用料の徴収についての規定が整備されていないため、駐車場の使用料の徴収など、駐車場の管理に関する規定を整備します。

なお、三重県特定公共賃貸住宅条例においては、共同施設としての位置付けも含めて整備します。

具体的には、次の内容を各条例に追加します。

(主な追加内容)

○駐車場の使用者の資格

入居者又は同居者で使用するために必要とする者

○駐車場の使用の申込み及び決定

設置台数を超える申込みがあった場合は選考して決定する

○駐車場の使用料

近傍同種の駐車場の使用料との均衡を勘案して決定する

○駐車場の使用決定の取消し

使用料を 3 か月以上滞納したとき

3 条例の施行期日

令和 2 年 10 月 1 日

(2) 【議案第 63 号】 工事請負契約について

議案番号 第 63 号 工 事 請 負 契 約 に つ い て				
工 事 名	一般国道 421 号((仮称)いなべ大橋)道路改良(橋梁上部工)工事			
施 工 場 所	いなべ市員弁町北金井地内			
契 約 金 額	495,440,000 円(消費税等含む)			
請 負 者	松阪市大津町1607番地の1 宇野重工株式会社			
住 所 氏 名	代表取締役社長 宇野 恭生			
契 約 工 期	議決日から 565 日間			
<p>工事内容</p> <p>橋長 L=192.4m、幅員 W=6.5(11.0)~9.5(14.0)m</p> <p>橋梁上部工(鋼 5 径間連続非合成少数主桁橋)N=1 橋</p> <p>工場製作工 W=438.2t</p> <p>鋼橋架設工(トラッククレーンベント架設)W=427.4t</p>				
契 約 方 法	一般競争入札(総合評価方式)			
入 札 状 況	年 月 日	令和元年 11 月 6 日	評価値 2.66341 (最高値 2.66341 最低値 2.49292)	
	業 者 数	5	価 格	最低 495,110,000 円(消費税等含む)
				450,100,000 円(消費税等抜き)
	回 数	1	予 定 価 格	最高 531,300,000 円(消費税等含む)
483,000,000 円(消費税等抜き)				
			535,010,300 円(消費税等含む)	
			486,373,000 円(消費税等抜き)	

入札結果調書 (総合評価 除算方式)

入札年月日 令和元年11月6日

工事番号 201917310043103621

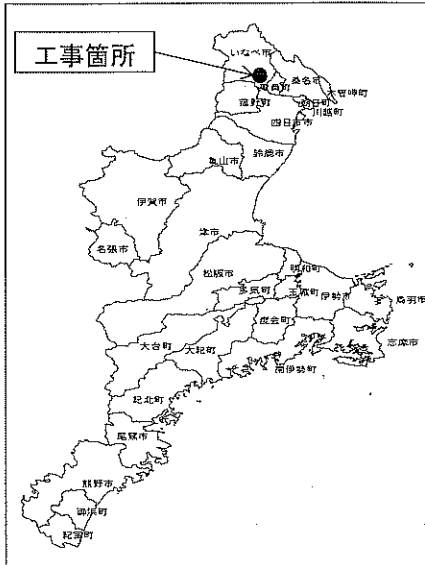
工事名 平成31年度 国補道改・地連国 第3一分0001号
一般国道421号（(仮称)いなべ大橋）道路改良（橋梁上部工）工事

施工場所 いなべ市員弁町北金井地内

入札者		第1回			備考
		入札額	標準点+加算点	評価値	
1	宇野重工株式会社	450,400,000	119.96	2.66341	落札決定
2	株式会社IHインフラシステム 中部営業所	450,100,000	119.49	2.65474	
3	宮地エンジニアリング株式会社 名古屋営業所	458,000,000	115.95	2.53165	
4	JFEエンジニアリング株式会社 名古屋支店	483,000,000	120.42	2.49316	
5	日本車輛製造株式会社 輸機・インフラ本部営業第二部名古屋営業グループ	452,000,000	112.68	2.49292	
<p>上記入札額は、消費税および地方消費税（免税業者にあつては相当額）を除いた金額です。 また、本工事は価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式にて行ったため、評価値の最も大きい入札者を落札者としています。また、評価値とは標準点100点に提案による加算点を加えた技術評価点を入札額（千万円単位）で除した値（小数点第六位以下切り捨て）です。</p>					

【議案第63号】

位置図



(3) 【議案第 64 号】 工事請負契約について

議案番号 第 64 号 工 事 請 負 契 約 に つ い て			
工 事 名	一般県道香良洲公園島貫線(香良洲橋)橋梁耐震対策(橋梁上部工)工事		
施 工 場 所	津市香良洲町地家地内～雲出伊倉津町地内		
契 約 金 額	1,015,850,000 円(消費税等含む)		
請 負 者	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 JFEエンジニアリング株式会社 名古屋支店		
住 所 氏 名	支店長 霜 知宏		
契 約 工 期	議決日から 715 日間		
<u>工事内容</u> 橋長 L=179.4m 幅員 W=6.5(10.0)m 橋梁上部工(鋼3径間連続非合成箱桁橋) N=1 橋 工場製作工 W=768.7t 鋼橋架設工(送出し架設) W=532.6t 鋼橋架設工(クローラークレーンベント架設) W=215.1t 床版工 V=454 m ³ 橋梁付属物工 N=1 式			
契 約 方 法	一般競争入札(総合評価方式)		
入 札 状 況	年 月 日	令和元年 11 月 19 日	評価値 1.30395 (最高値 1.30395 最低値 1.28823)
	業 者 数	3	価 格
	回 数	1	予 定 価 格
1,092,850,000 円(消費税等含む) 993,500,000 円(消費税等抜き)			

入札結果調書 (総合評価 除算方式)

入札年月日 令和元年11月19日

工事番号 201917340043103918

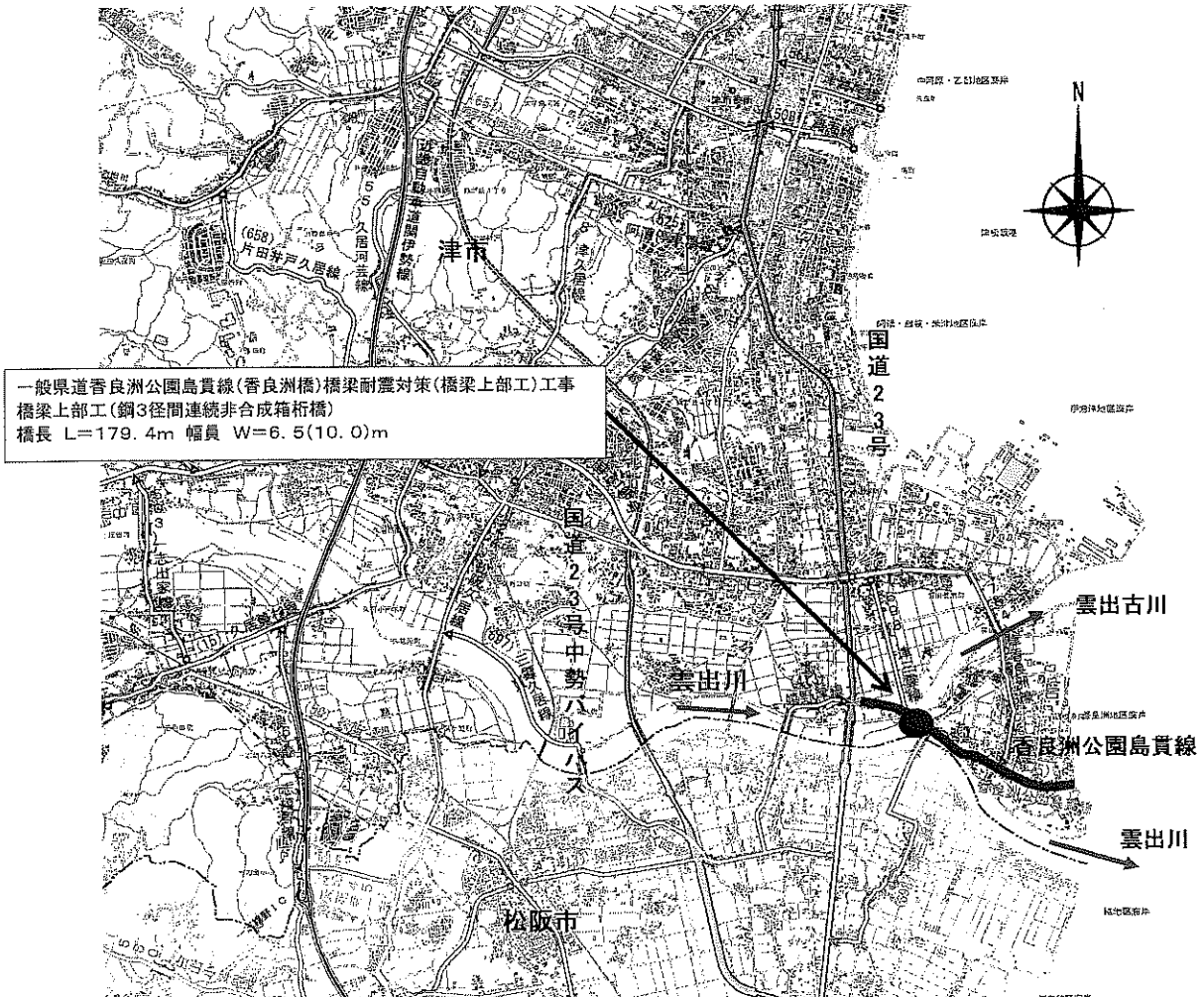
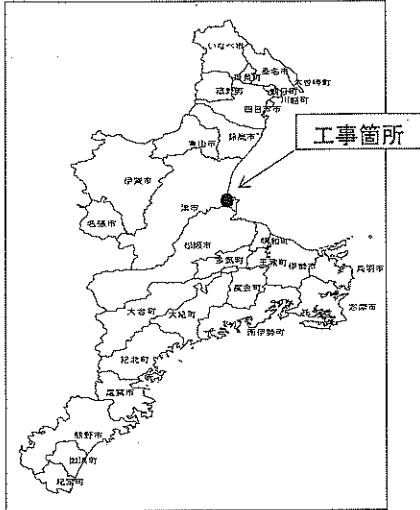
工事名 平成31年度防災安全・地 第A010-90分0006号
一般県道香良洲公園島貫線(香良洲橋)橋梁耐震対策(橋梁上部工)工事

施工場所 津市香良洲町地家地内～雲出伊倉津町地内

	入札者	第1回			備考
		入札額	標準点+加算点	評価値	
1	JFEエンジニアリング株式会社 名古屋支店	923,500,000	120.42	1.30395	落札決定
2	株式会社IHインフラシステム 中部営業所	923,100,000	119.49	1.29444	
3	宇野重工株式会社	923,900,000	119.02	1.28823	
<p>上記入札額は、消費税および地方消費税(免税業者にあつては相当額)を除いた金額です。 また、本工事は価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式にて行ったため、評価値の最も大きい入札者を落札者としています。また、評価値とは標準点100点に提案による加算点を加えた技術評価点を入札額(千万円単位)で除した値(小数点第六位以下切り捨て)です。</p>					

【議案第64号】

位置図



(4) 【議案第 65 号】 工事請負契約について

議案番号 第65号 工事請負契約について			
工事名	一般県道信楽上野線(新服部橋)橋梁耐震対策(橋梁上部工)工事		
施工場所	伊賀市平野清水地内～服部町地内		
契約金額	1,053,470,000 円(消費税等含む)		
請負者	愛知県名古屋市中村区名駅三丁目28番12号 JFEエンジニアリング株式会社 名古屋支店		
住所氏名	支店長 霜 知宏		
契約工期	議決日から令和3年8月31日限り		
<u>工事内容</u> 橋長 L=283.5m、W=6.0(12.0)m 橋梁上部工(鋼7径間連続非合成少数主桁橋) N=1 橋 工場製作工 W=641.4t 鋼橋架設工(クローラクレーンベント架設) W=633.5t 鋼コンクリート合成床版工 A=3,626m ² 橋梁付属物工 N=1 式			
契約方法	一般競争入札(総合評価方式)		
入札状況	年月日	令和元年 11 月 26 日	評価値 1.25738 (最高値 1.25738 最低値 1.20385)
	業者数	4	価 格
	回数	1	予 定 価 格
1,133,873,400 円(消費税等含む) 1,030,794,000 円(消費税等抜き)			

入札結果調書 (総合評価 除算方式)

入札年月日 令和元年11月26日

工事番号 201917370043104097

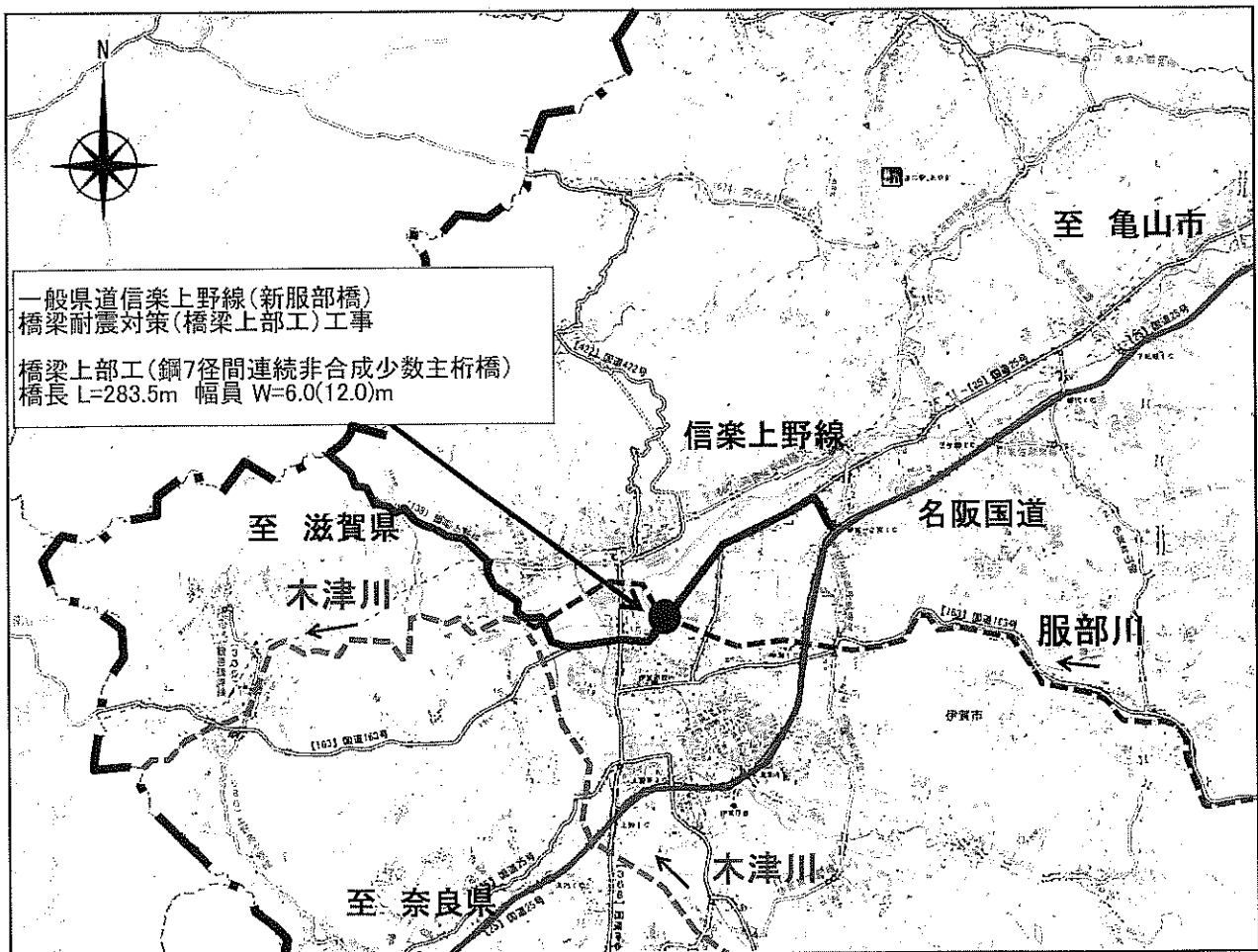
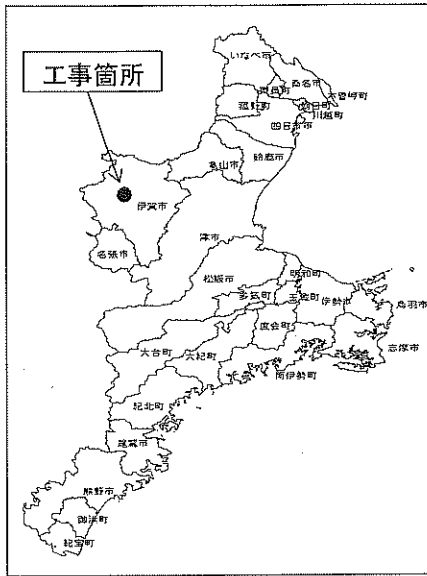
工事名 平成31年度 防災安全・地 第A010-91分0004号
一般県道信楽上野線(新服部橋)橋梁耐震対策(橋梁上部工)工事

施工場所 伊賀市平野清水地内～服部町地内

	入札者	第1回			備考
		入札額	標準点+加算点	評価値	
1	JFEエンジニアリング株式会社 名古屋支店	957,700,000	120.42	1.25738	落札決定
2	株式会社IHIインフラシステム 中部営業所	957,100,000	119.96	1.25336	
3	宇野重工株式会社	957,100,000	119.49	1.24845	
4	日本車輛製造株式会社 輸機・インフラ本部営業第二部 名古屋営業グループ	960,000,000	115.57	1.20385	
<p>上記入札額は、消費税および地方消費税(免税業者にあつては相当額)を除いた金額です。 また、本工事は価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式にて行ったため、評価値の最も大きい入札者を落札者としています。また、評価値とは標準点100点に提案による加算点を加えた技術評価点を入札額(千万円単位)で除した値(小数点第六位以下切り捨て)です。</p>					

【議案第65号】

位置図



2 所管事項

(1)「令和元年度『第二次三重県行財政改革取組』の進捗状況」における県有施設の見直しについて

○この一覧表は、平成29年6月に策定しました「三重県財政の健全化に向けた集中取組」13頁に記載の「県有施設の見直し」について、個別施設の見直しの方向性や調整経過等を整理したものです。

○今回の見直しは、廃止や統合を含めたあり方検討による維持管理費の抑制と、新たな県民ニーズへの対応や県民サービスの向上の両面で見直しに取り組むとともに、あわせて、施設にかかるコスト縮減や一層の収入確保にも取り組んでいます。

○平成31年2月14日全員協議会以降、見直しの方向性を定めた施設については、見直しの実施に向けて庁内での検討や関係団体との調整を進め、今後見直しの方向性を定めるとした施設については、引き続き検討を重ね方向性を決めました。

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
1	北勢中央公園 <指定管理>	<p>整備計画の見直し及び未利用地の利活用検討</p> <p>当該施設は、四日市市・いなべ市・菟野町にまたがる都市公園であり、平成5年から順次供用を開始している。現在、整備途中であるが、利用状況からみて施設の規模や機能が現状で概ね足りていると考えられること、完成に向けては多額の事業費を投入する必要があることなどから、整備計画の見直し及び買収済み公園用地の利活用について、関係市町と協議を進める。</p>	<p>【経過】</p> <p>○「見直しの方向性」を踏まえ、次のとおり整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野球場サブグラウンド(1面)やテニスコートの増設(4面)、新たなエリアの整備を休止すること ・現在整備中のエリアはこのまま整備を進め完成させること ・用地買収については買取請求に応じ買収を完了させること ・未利用地については、当該公園の設置目的の一つでもある「良好な自然環境の保全を図る」ため、修景施設(主に樹林地)として利用していくこと <p>○上記方針について関係市町(四日市市、いなべ市、菟野町)に説明</p> <p>【今後の予定】</p> <p>○上記方針のとおり進め、未利用地の利活用については検討を継続</p>	県土整備部
2	熊野灘臨海公園 <指定管理>	<p>用途変更(維持修繕計画の見直し)</p> <p>当該施設は、広域的なレクリエーション需要を充足することを目的とした都市公園であり、昭和53年から順次供用を開始している。施設の利用状況に変化がみられることなどから、利用者のニーズや地域の集客施設への影響なども勘案し、施設の維持修繕計画の見直しについて関係市町等と協議を進める。</p>	<p>【経過】</p> <p>○「見直しの方向性」を踏まえ、次のとおり整理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進む当該公園の各種施設の今後のあり方(継続・廃止・用途変更など)を県、町、施設管理者等と検討に着手していくこと ・上記あり方についての検討結果を踏まえ、各公園施設のより具体的な維持修繕の方針を取りまとめること <p>○平成30年度は、関係者(三重県、紀北町、指定管理者)による「熊野灘臨海公園のあり方に関する検討会」を4回開催し、公園施設の今後の必要性や取組の優先順位等を検討</p> <p>○令和元年度は、平成30年から老朽化により営業を休止しているプールの取扱い(修繕、規模縮小、別施設への用途変更等)を含めた公園の利用促進方策等について、地域振興、観光振興など幅広い視点から検討を行うため、関係者(三重県、紀北町、指定管理者、東紀州振興公社、紀北町観光協会)からなる「熊野灘臨海公園の利用促進検討会」を開催</p> <p>R1.8.31 第1回検討会開催 R1.11.15 第2回検討会開催 R2.3 第3回検討会開催(予定)</p> <p>【課題】</p> <p>○各施設のあり方について一定の方向性を整理したが、プールの取扱いについては、引き続き検討が必要</p> <p>【今後の予定】</p> <p>○令和元年度は、「熊野灘臨海公園の利用促進検討会」(R1.8より3回を予定)を開催するとともに、検討結果をふまえた具体的な維持修繕計画を作成</p>	県土整備部

No	施設名	見直しの方向性	これまでの主な経過、課題、今後の予定など	所管部局名
3	鈴鹿青少年の森 〈指定管理〉	<p>民間活力の導入(PPP/PFIなど)</p> <p>当該施設は、次世代を担う青少年が自然の中でスポーツや野外活動に親しみ、心身を鍛錬し豊かな人間性を養う場とするため、明治100年を記念して整備に着手し、昭和47年までに整備をすべて完了し、以来、全面供用している。</p> <p>平成20年度から指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用し、利用者数も順調に増加しているところであるが、鈴鹿サーキットや交通量が多い道路に隣接するなど、好立地にあること、隣接する県有施設(鈴鹿青少年センター)においても、施設見直しの検討が進められていることなどから、鈴鹿青少年センターおよび鈴鹿青少年の森低利用地等を活用したPPP/PFIなどの民間活力の導入に向けて、必要な条件整理や方策の検討を進めていくこととする。</p>	<p>【経過】</p> <p>○H30.11.30「平成30年度第2回みえ公民連携共創プラットフォーム」(百五銀行主催)において、教育委員会とともに民間事業者と対話し、事業への関心・事業アイデア・対象エリア等の意見を聴取</p> <p>○R1.6～R2.1「鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の複合運営等民間活力導入可能性調査」を教育委員会と連携しながら実施</p> <p>①現利用者アンケート調査 ②施設劣化度調査(センターのみ) ③現地での試験的イベント ④経営シミュレート分析 ⑤民間事業者サウンディング調査</p> <p>○R2.1 民間事業者幹部を含む5名の各種専門家による「有識者意見交換会」を実施し、立地ポテンシャル、可能性の高い事業手法などについて意見を聴取</p> <p>【課題】</p> <p>○民間活力の導入にあたっては、施設所有者においても既存施設の機能回復やインフラ整備が必要 ○PPP/PFI事業実施にはアドバイザー業務(建設コンサル等)の契約が必要</p> <p>【今後の予定】</p> <p>○当該施設の社会的役割や現在の利用者のニーズを踏まえたうえで、具体的な事業内容、事業手法等について検討を進めるとともに、関係機関との協議・調整を行う。</p>	県土整備部

(2) みえ県民カビジョン・第三次行動計画（案）について（関係分）

みえ県民カビジョン・第三次行動計画（案）

県土整備部主担当分抜粋

（施策）

施策 1 1 3 災害に強い県土づくり

施策 3 5 1 道路網・港湾整備の推進

施策 3 5 3 安全で快適な住まいまちづくり

（行政運営の取組）

行政運営 7 公共事業推進の支援

施策113 災害に強い県土づくり

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

自然災害からの被害を軽減させる「減災」の観点から、地域の実情をふまえた施設整備や適切な維持管理が行われ、自然災害への対策が講じられている人家数が増加しています。また、県民の皆さんの主体的な警戒避難に資する取組が進むとともに、災害発生時に対応できる緊急輸送道路等の機能確保を図ることで、災害に対して安全・安心な県土づくりが進んでいます。

現状と課題

- 令和元（2019）年台風第19号や平成30（2018）年7月豪雨など頻発・激甚化する水害・土砂災害や大規模地震から、県民の皆さんの生命と財産を守るため、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を活用し、河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の整備や橋梁の耐震対策等を進めています。これらの防災・減災対策の必要性は依然として高く、さらなる推進が求められています。
- 「施設では防ぎきれない洪水は必ず発生するもの」へ意識を変革し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を構築する取組として、洪水浸水想定区域図の作成や高潮浸水想定区域図の作成、土砂災害警戒区域等の指定などのソフト対策を進めています。これらの対策は、県民の皆さんがリスクを把握し主体的な避難行動をとるための情報として、継続して取り組むことが求められています。
- 河川堆積土砂および河川内の樹木繁茂により浸水被害が助長されるおそれがあることから、河川の流下能力を回復するため、堆積土砂撤去および樹木伐採を進めています。また、老朽化が進んでいる河川・海岸・治山・土砂災害防止施設の機能を確保するため、修繕・更新を実施しています。引き続き、適切な維持管理と施設の老朽化対策が求められています。
- 南海トラフ地震の発生が懸念されている中、大規模地震発生後の津波・高潮等による浸水被害を軽減するため、海拔ゼロメートル地帯などにおける河川・海岸堤防や河口部の大型水門、ダム等の耐震対策を進めています。引き続き、河川管理施設や海岸保全施設等の機能の確保と強化が求められています。
- 災害発生時に災害対応を迅速かつ効率的に実施するため、緊急輸送道路等の橋梁耐震化やのり面の防災対策を重点的に進めてきました。引き続き、災害対応力の充実・強化に取り組むことが求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

県民の皆さんの安全で安心な暮らしを確保するため、頻発・激甚化する水害・土砂災害や、発生が懸念されている南海トラフ地震に対する備えとして、施設整備を推進するとともに、老朽化した施設の適切な維持管理や警戒避難体制整備を支援する取組等、ハード・ソフト両面での取組を進め、「三重県国土強靱化地域計画」に基づき地域の強靱化を図ります。また、施設の維持管理について、県民の皆さんの参画や協力を得ながら進めていきます。

取組方向

■ 基本事業1 洪水対策の推進

洪水、高潮等による災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、河川堤防の整備、河川管理施設等の耐震化や計画的な老朽化対策、堆積土砂の撤去および樹木伐採等と併せて、想定し得る最大規模の降雨を対象とした河川の洪水浸水想定区域図の作成等に取り組みます。

■ 基本事業2 土砂災害対策の推進

土石流、がけ崩れ、地すべり等の土砂災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、土砂災害防止施設の整備や適切な維持管理等と併せて土砂災害警戒区域の指定等に取り組みます。特に自力での避難が困難な要配慮者が利用する施設や避難所の保全を重点的に取り組みます。

■ 基本事業3 高潮・地震・津波対策の推進

高潮、地震、津波による災害から、県民の皆さんの生命・財産を守るため、高潮災害防止のための海岸堤防の整備や、地震・津波対策としての堤防耐震化、粘り強い構造とする施設整備、計画的な老朽化対策等に取り組みます。また、ソフト対策として高潮浸水想定区域図の作成に取り組みます。

■ 基本事業4 山地災害対策の推進

山崩れや土石流等の山地災害から県民の皆さんの生命・財産を守るため、治山施設の整備や計画的な老朽化対策等に取り組みます。

■ 基本事業5 緊急輸送道路等の機能確保

災害発生時に対応できる輸送機能を確保するため、緊急輸送道路等の橋梁の計画的な耐震対策やのり面の防災対策に取り組みます。

主指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
自然災害への対策が講じられている人家数（累計）	242,300 戸	246,000 戸	河川、砂防、海岸、治山事業により自然災害から守られる人家数

副指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
洪水浸水想定区域図作成河川数（累計）	109 河川	210 河川	洪水による浸水想定区域図を作成した河川数
要配慮者利用施設、避難所の保全施設数（累計）	302 施設	314 施設	砂防事業および急傾斜地崩壊対策事業による要配慮者利用施設、避難所の保全施設数
緊急輸送道路上の橋梁の耐震補強進捗率	84.0%	93.0%	緊急輸送道路上の橋梁のうち、耐震対策を完了した橋梁の割合

施策351 道路網・港湾整備の推進

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

東海環状自動車道や近畿自動車道紀勢線など高規格幹線道路の整備が進み、幹線道路やこれらにアクセスする道路等の整備、道路・港湾施設等の適切な維持管理に取り組むことで、県民の皆さんの安全・安心が高まるとともに、地域間の交流・連携が広がり、地域の経済活動が活性化しています。

現状と課題

- 新名神高速道路の県内区間全線開通をはじめ、多くの幹線道路等の整備が進み、地域間の交流・連携が促進されるとともに、地域の安全・安心が高まるなどの整備効果があらわれてきていますが、都市部における慢性的な渋滞の発生、近い将来に発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えなど多くの課題があります。このため、引き続き道路整備や新たな道路ネットワークの検討を進める必要があります。道路整備については、地域のニーズにきめ細かに応えるため、バイパス整備等の抜本的な整備に加え、待避所の設置など柔軟な対応を織り交ぜた整備を推進していく必要があります。また、令和3（2021）年の三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向け、県内外からの来場者の安全、利便性の向上を図るため、道路整備が急務となっています。さらに、県内への誘客促進や地域活性化のため、東海環状自動車道および令和元（2019）年に全線事業化が実現した近畿自動車道紀勢線の早期整備に向けた取組を進める必要があります。
- 交通事故対策や交通弱者への対策を進める中で、通学児童や未就学児の安全確保が全国的な課題となっており、道路利用者の安全確保に向けた道路施設の機能向上を図る必要があります。また、道路利用者が安全・安心・快適に利用できるよう、老朽化の進行により維持管理コストの増大が予想されている橋梁等道路施設の効果的・効率的な修繕や、剥離が進んだ区画線の引き直しを実施する必要があります。さらに、道路施設の老朽化対策等を可視化する「維持管理の見える化」を進める必要があります。
- 県管理港湾については、老朽化した施設について、利用者の安全性や港湾の機能を確保するため、施設の維持管理を行ってきました。しかし、建設後50年を経過する施設が今後、急速に増加することから、老朽化対策が喫緊の課題となっています。このため、引き続き、施設の適切な維持管理と老朽化対策が必要です。また、港湾は大規模地震発生時に防災上の拠点となることから、緊急物資輸送ルート of 機能を確保する取組を進める必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

道路施設の機能向上にあたり、通学路の安全対策について、「通学路交通安全プログラム」に基づき、PTAなど地域の皆さんと連携しながら進めていくとともに、滋賀県大津市における園児の死亡事故を受け、未就学児の安全対策として園外活動の経路にある危険箇所の現地点検とその対策を講じていきます。

取組方向

■ 基本事業1 高規格幹線道路および直轄国道の整備促進

産業活動や観光交流の拡大に伴い増加する交通需要への対応や交通渋滞の解消、地域のさらなる安全・安心の向上、活性化をめざし、高規格幹線道路および直轄国道の整備促進を図るとともに、国・県・市町等が連携し、未事業化区間の早期事業化に向けた取組や、新たな道路ネットワークの構築をめざし、鈴鹿亀山道路、名神名阪連絡道路の事業化に向け、国等と連携して調査・検討を進めます。

■ 基本事業2 県管理道路の整備推進

高規格幹線道路や直轄国道の整備効果を最大限に生かす道路ネットワークの形成や、地域ニーズへの的確な対応に向けて、早期に効果を発現できる柔軟な対応を織り交ぜながら、計画的かつ効果的・効率的な県管理道路の整備を進めます。

■ 基本事業3 適切な道路の維持管理

通学児童や未就学児の安全確保を図るため、危険箇所の現地点検および対策を実施し、道路施設の機能向上を図ります。また、道路利用者が安全・安心・快適に利用できるよう、橋梁等道路施設について、予防保全の考え方を取り入れながら、計画的な点検、効果的・効率的な修繕を実施するとともに、剥離が進んだ区画線については継続的に引き直しを実施するなど、適切な維持管理を進めます。さらに、道路施設の老朽化対策等を可視化する「維持管理の見える化」の取組を一層進めます。

■ 基本事業4 県管理港湾の機能充実

港湾施設が将来にわたり必要な機能を十分発揮するよう、点検・補修等の維持管理を実施するとともに、計画的かつ効果的な岸壁等の老朽化対策を進めます。また、大規模地震に備え、緊急物資輸送ルート of 機能を確保するため、臨港道路橋梁の耐震対策を進めます。

主指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
県民生活の安全性・利便性の向上や地域の経済活動等を支援する道路の新規供用延長（累計）	—	29.6km	高規格幹線道路、直轄国道およびこれらと一体となった県管理道路の新規供用延長

副指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
橋梁の修繕完了率	100%	100%	定期点検で早期措置（健全性区分Ⅲ）と診断された橋梁のうち、次回点検までに修繕を完了した橋梁の割合
県管理港湾における岸壁等の更新実施延長（累計）	240m	470m	県管理港湾において、更新を実施した岸壁等の延長

施策353 安全で快適な住まいまちづくり

県民の皆さんとめざす姿（令和5年度末での到達目標）

新都市計画区域マスタープランに示す都市計画の目標や方針に沿って人口減少・超高齢社会に対応した集約型都市構造^{注）1}の形成（コンパクトなまちづくり）が進んでいます。また、都市基盤の整備や、地域の個性を生かした景観形成、住環境の整備、建築物の安全性確保の取組が進むことにより、誰もが魅力を感じ、安全で快適な住まいまちづくりが進んでいます。

現状と課題

- 人口減少・超高齢社会に対応した持続可能性が高い集約型都市構造の形成に向けて、土地利用や都市施設等に関する都市計画決定や、街路の歩道整備等、都市基盤の整備を進めてきました。引き続き持続可能性の高い集約型都市構造の実現とともに、発生が懸念される南海トラフ地震等の大規模災害に対応したまちづくりに向けて、都市計画の策定や都市基盤の整備が求められています。また、県や市が景観計画を策定するなど、良好な景観づくりに向けた取組を進めてきました。地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりを推進するため、引き続き、市町が主体となった景観づくりの取組や、地域の景観特性に配慮した公共事業等の推進が求められています。
- 県営住宅の適切な維持管理を進めるとともに、耐久性・省エネ性能等を備えた長期優良住宅の普及促進と認定を行ってきました。また、住宅の確保に特に配慮を要する高齢者等への支援の充実を図っています。引き続き、誰もが安全・安心で豊かな住生活を享受できる良質な住宅への転換や高齢者をはじめ住宅の確保に特に配慮を要する方々への支援が求められています。
- 建築物の安全性確保に向けて、建築主事を置く市と連携して、適法な新築建築物の確保とともに、既存建築物の適正な維持保全の促進に努めてきました。引き続き、「建築基準法」や「都市計画法」等に基づく許認可や指導・助言を行うことにより、安全・安心な建築物、宅地の確保を図ることが求められています。

新しい豊かさ・協創の視点

誰もが安心して快適に暮らせるよう、都市における効果的な医療・福祉・子育て支援・商業等生活サービス提供のための都市機能の拠点への集約、持続的な生活サービスやコミュニティ確保のための周辺部等への居住の誘導を一体的に取り組み、市町や事業者等と共にコンパクトなまちづくりを進めます。

また、頻発・激甚化する水害や土砂災害、発生が懸念される大規模地震等をふまえ、地域に即した災害に強いまちづくりを進めます。

注) 1 集約型都市構造：人口の減少や超高齢社会などの社会情勢に対応するため、都市の無秩序な拡散を抑え、多様な都市機能と公共サービスを拠点となる市街地に集約することで、高齢者をはじめとする全ての人が暮らしやすく、市街地を中心として内外の交流が進み、魅力ある都市空間となることを可能とする都市構造。

取組方向

■ 基本事業1 安全で快適なまちづくりの推進

人口減少・超高齢社会等に対応したまちづくりの形成に向けて、新都市計画区域マスタープランを定めるとともに、それに沿った都市計画の策定を進めます。また、街路における通学路等の安全対策や電線類の地中化等による都市基盤の整備を実施します。さらに、地域の個性豊かで魅力ある景観を生かしたまちづくりを進めるため、地域住民と連携した市町の景観づくりの取組の支援、景観に配慮した建築物や公共施設等への誘導、屋外広告物の設置の適正化や安全対策の充実に取り組みます。

■ 基本事業2 安全で快適な住まいづくりの推進

県営住宅および市町営住宅の安全性を確保し、適正な維持管理を推進するとともに、長期優良住宅の普及や空き家対策等による既存住宅のストックの活用を促進します。さらに、民間賃貸住宅の活用により住宅確保要配慮者への支援体制の充実を図ります。

■ 基本事業3 適確な建築・開発行政の推進

新築建築物等の完了検査の徹底や、不特定多数の者が利用する既存建築物を対象とした定期報告制度^{注)2}により、「建築基準法」の遵守を促すとともに、「都市計画法」に基づき適確な開発行為の許可を行うことなどにより、安全・安心な建築物および宅地の確保に取り組みます。

主指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
新都市計画区域マスタープランの内容に沿って都市計画決定(変更)が行われた都市計画区域の数(累計)	-	7区域	改定後の新都市計画区域マスタープランで示された土地利用規制(区域区分)の基本方針および土地利用(用途地域、地域地区)や都市施設などに関する都市計画の決定方針に沿って都市計画決定(変更)を行った都市計画区域の数

副指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
街路における歩道整備および電線共同溝整備の合計延長(累計)	-	1,290m	計画期間内に街路における歩道および電線共同溝の完成が見込まれる箇所の合計延長
県営および市町営住宅の長寿命化工事達成割合	-	100%	県および市町が策定する「公営住宅等長寿命化計画」に基づく県営および市町営住宅の長寿命化工事を実施した割合

注) 2 定期報告制度：一定規模・用途の建築物や昇降機等について、所有者等が専門技術を有する資格者に、その建築物の構造、建築設備、避難施設等を定期的に調査・検査をさせて特定行政庁(県知事や建築主事を置く市長)に報告する制度。

行政運営7 公共事業推進の支援

めざす姿（令和5年度末での到達目標）

公共事業の実施プロセスの公正性・透明性を確保し、事業を適正かつ着実に実施することにより、公共事業の成果が県民の皆さんに届き、公共事業への信頼感が向上しています。

現状と課題

- 公共事業評価については、「三重県公共事業評価審査委員会」における調査審議により公共事業の適正化に取り組んできました。引き続き、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した評価を行い、公共事業の適正な執行に取り組む必要があります。
- 入札契約制度については、「三重県入札等監視委員会」の調査審議をふまえ、制度の改善、適正な運用に取り組んできました。引き続き、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した制度の改善等に取り組む必要があります。
- 地域経済を取り巻く環境が厳しく、人口減少・高齢化の流れが加速する中、将来にわたり、地域の社会基盤の整備・維持管理や災害対応を担う建設企業の育成に取り組む必要があります。
- 令和元（2019）年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、「建設業法」および「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の担い手三法が改正され、働き方改革の推進や生産性の向上などに取り組む必要があります。

新しい豊かさ・協創の視点

公共事業の実施プロセスの公正性、透明性の確保など、公共事業の適正な実施に加えて、災害時の緊急対応や社会基盤の適切な維持管理を担う地域の建設企業を育成する取組を進めます。

取組方向

■ 基本事業1 公共事業の適正な執行・管理

「三重県公共事業評価審査委員会」の調査審議を受け、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した事業の評価を行い、公共事業の適正な執行に取り組みます。

また、「三重県入札等監視委員会」の調査審議を受け、公共事業の公正性・透明性を確保しつつ、公共事業を取り巻く状況の変化に対応した入札契約制度の改善、適正な運用に取り組みます。

■ 基本事業2 公共事業を推進するための体制づくり

「三重県建設産業活性化プラン」に基づき、入札契約制度の改善と適正な運用に取り組み、公共工事の品質を確保するとともに、技術力を持ち地域に貢献できる建設企業の育成に取り組みます。

また、週休二日制の拡大、施工時期の平準化およびICTの活用などを進めることにより、働き方改革の推進や生産性の向上に取り組むとともに、各種取組の拡大を市町へ要請します。

主指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
公共事業の適正化率	100%	100%	「三重県公共事業評価審査委員会」と「三重県入札等監視委員会」の調査審議において適正とされた割合の平均値

副指標

目標項目	現状値	令和5年度の目標値	目標項目の説明
公共事業の平準化率	75.0% (30年度)	80.0%	稼働契約額の月平均と4～6月期の平均稼働契約額の比率
入札参加者の地域・社会貢献度	84.0%	88.0%	総合評価方式における入札参加者の地域・社会貢献度を評価する評価項目の取得率

(3) 開発許可に係る基準と土砂災害警戒区域等の指定に係る基準の運用等について改善を求める請願の処理状況について

採択された請願、陳情の処理状況

県土整備部

採択された定例会の別	受理番号	件名	処理の経過及び結果
平成28年定例会 11月定例会	請願 第30号	開発許可に係る基準と土砂災害警戒区域等の指定に係る基準の運用等について改善を求めることについて	<p>開発事業者に対して、「土砂災害警戒区域等の指定の見込み」、「土砂災害警戒区域等の指定」及び「土砂災害危険箇所」に関する情報を、関係市とともに、積極的に提供するよう努めました。また、令和元年7月19日には、本意見書を踏まえた情報共有会議を国土交通省水管理・国土保全局砂防部と実施し、県民の理解が得られるように、開発部局と砂防部局が連携してそれぞれの法の目的を丁寧に説明し、適切に事務を遂行することを確認しました。</p> <p>引き続き、土砂災害警戒区域等の指定見込み等に関する情報を積極的に提供していきます。</p>

